

里親が行う養育に関する最低基準

○苦情への対応（第13条）

- ①里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。
- ②里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。



◇権利擁護の視点から、子どもが直接利用できる公的な相談窓口も用意



◇自己流の養育に固執し、児相の指導や助言を受け付けないという対応は認められない

